監査報告書

平成22年5月14日

学校法人 椙山女学園 理 事 会 御中 評 議 員 会 御中

学校法人 椙山女学園

監事 安藤泰愛

監事 田村尚子

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人椙山女学園寄附行為第18条に従い、学校法人椙山女学園の平成21年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)における財産目録及び計算書類を含めて、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人の業務について、学校運営面においては、各学校とも確実に入学者を確保し、在籍する学生・生徒・児童・園児に対して、学園の教育理念に基づき特色のある教育を実施している。特に大学では学士力を高めて、教育の質保証を図るために教養教育の改革や各学部でのカリキュラム改革を行っているほか、FD活動や研究活動を通して教員の質を高める取組をしている。看護学部の設置申請が認可され、7学部を擁する女子総合大学として、その使命を遂行することに期待する。また、高等学校・中学校・小学校・幼稚園では、教育方針を明確に掲げて、それに基づく伝統的な取組を教育課程に取り入れて実施している。管理運営面においては、理事会及び評議員会を定期的に実施して、各学校の経営を確実に遂行し、内部監査や管理・監査のガイドライン等でコンプライアンスを実施し、学校法人の社会的責任を果たすことに貢献している。今後とも事業計画に基づき事業を実施し、それを点検・評価して、より一層の確実な学園経営を行うことを期待する。

財産状況について、財産目録及び計算書類においては、監査により正しく処理されていることが確認でき、リース取引及びソフトウェアに関する学校法人会計基準の改正にも適切に対応している。また、帰属収入額が消費支出額を上回る状態が継続していることも評価できる。

以上により、学校法人の業務及び財産に関して不正行為又は法令若しくは寄附行為に違 反する事実がないことを認める。